

市有財産使用貸借契約書

飯塚市（以下「甲」という。）と社会福祉法人柏芳会記念福祉事業会（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の使用貸借契約を締結する。

（使用貸借物件）

第1条 甲は、末尾記載の土地（以下「本件土地」という。）を乙に無償で貸し付け、乙は、これを借り受ける。

（用途等）

第2条 乙は、本件土地を養護老人ホーム愛生苑（以下「本件建物」という。）敷地として使用し、その他の用途には使用してはならない。

（使用上の制限）

第3条 乙は、本件土地に本件建物以外の建物その他の施設を新築し又は増改築してはならない。ただし、事前に文書により甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、あらかじめ甲に文書による承認を得た場合を除き、本件土地の原形を変更することはできない。

（貸付期間）

第4条 本件土地の貸付期間は、2018（平成30）年4月1日から2028年3月31日までとする。

（貸付の条件）

第5条 乙は、前条に定める貸付期間満了後、原則として本件土地を時価で購入又は有償で借り受けるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲との協議を貸付期間満了日の1年前までに開始し、6ヶ月前までに方針を決定するものとする。

3 乙は、やむを得ない事由により前2項の条件の履行に支障が発生した場合は、その理由を明らかにしたうえで、甲乙協議のうえ方針を決定するものとする。

（譲渡及び転貸の禁止）

第6条 乙は、この契約から生ずる権利を譲渡し、又は本件土地を転貸し、又は第三者に本件建物を譲渡若しくは貸付けてはならない。

（本件土地の管理及び責任）

第7条 乙は、本件土地が甲の所有財産であることを常に考慮し、善良なる管理者の注意をもって本件土地を使用し、維持しなければならない。

（費用の負担）

第8条 前条の規定に係る本件土地の維持管理のために必要な費用は、全て乙の負担とする。

（住所等の変更届）

第9条 乙は、乙の名称又は所在地を変更したときは、直ちにその旨を甲に届け出なければならない。



(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 本件土地をその目的に従って使用しないとき。
- (2) 社会福祉法人の認可を取り消されたとき。

2 乙は、前項に定める解除によって損害が生じても、その損害を甲に請求できないものとする。

(返還)

第11条 乙は、前条第1項の規定により契約を解除されたときは、甲の指示に従い、乙の費用をもって本件建物及び第3条第1項ただし書の規定により設置した施設を撤去し、本件土地を返還しなければならない。

2 本件土地の返還に際しては、乙はいかなる名目であっても甲に対してその補償を請求することができない。

(所轄裁判所)

第12条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2018 (平成30) 年4月1日

甲 飯塚市
飯塚市長 片 峯 誠



乙 宗像市神湊118番地2
社会福祉法人柏芳会記念福祉事業会
理事長 安 藤 廣 美



物件の表示

所 在	地番	地 目	地 籍(m ²)	備 考
飯塚市口原	1 0 5 0 番 1	宅 地	1, 543. 44	
飯塚市口原	1 0 6 1 番 3	宅 地	2, 416. 44	
飯塚市口原	1 0 6 1 番 4	宅 地	193. 94	
飯塚市口原	1 0 6 4 番 1 1	宅 地	634. 06	
飯塚市口原	1 0 6 4 番 1 2	宅 地	122. 65	
計	—	—	4, 910. 53	

6期・7期 介護保険料比較表

保険者 枝番	7期					6期					7期・6期 改定比較	
	① 月額	基準額	最高額	段階	保険料率 (最大)	② 月額	基準額	最高額	段階	保険料率 (最大)	①-② 6期⇒7期 月額比較	①/② 7期/6期 増加率
1 北九州市	6,090	73,080	153,460	12	2.1	5,700	68,400	143,640	12	2.1	390	6.84%
2 福岡市	6,078	72,933	182,333	13	2.5	5,771	69,250	173,120	13	2.5	307	5.32%
3 久留米市	6,163	73,956	170,099	14	2.3	5,651	67,810	155,960	14	2.3	512	9.06%
4 飯塚市	6,600	79,200	198,000	17	2.5	6,380	76,560	168,430	15	2.2	220	3.45%
5 嘉麻市	6,500	78,000	171,600	11	2.2	6,500	78,000	171,600	11	2.2	0	0.00%
6 朝倉市	5,900	70,800	141,600	12	2	5,370	64,440	128,880	12	2.0	530	9.87%
7 直方市	6,333	75,996	174,790	15	2.3	5,998	71,970	122,340	10	1.7	335	5.59%
8 中間市	5,937	71,244	149,612	13	2.1	5,779	69,340	145,610	13	2.1	158	2.73%
9 春日市	5,800	69,600	164,256	13	2.36	5,600	67,200	158,590	13	2.36	200	3.57%
10 大野城市	5,400	64,800	162,000	12	2.5	5,140	61,680	154,200	12	2.5	260	5.06%
11 太宰府市	5,360	64,320	128,640	12	2	5,070	60,840	121,680	12	2.0	290	5.72%
12 筑紫野市	5,200	62,400	143,520	13	2.3	5,000	60,000	138,000	13	2.3	200	4.00%
13 宗像市	5,400	64,800	162,000	14	2.5	5,200	62,400	156,000	14	2.5	200	3.85%
14 糸島市	5,810	69,720	160,350	12	2.3	5,320	63,840	146,830	12	2.3	490	9.21%
15 福津市	5,250	63,000	119,700	11	1.9	5,250	63,000	119,700	11	1.9	0	0.00%
16 古賀市	4,800	57,600	118,080	12	2.05	4,900	58,800	114,660	11	1.95	-100	-2.04%
17 行橋市	5,600	67,200	114,240	9	1.7	5,200	62,400	106,080	9	1.7	400	7.69%
18 小郡市	5,010	60,120	120,240	12	2	4,760	57,120	114,240	11	2.0	250	5.25%
19 大牟田市	6,220	74,640	149,280	11	2	5,823	69,870	139,740	11	2.0	397	6.82%
20 みやま市	6,500	78,000	156,000	10	2	5,850	70,200	140,400	10	2.0	650	11.11%
21 筑後市	5,800	69,600	139,200	12	2	5,265	63,180	126,360	12	2.0	535	10.16%
22 八女市	6,000	72,000	144,000	11	2	5,200	62,400	124,800	11	2.0	800	15.38%
23 大川市	5,350	64,200	128,400	10	2	4,900	58,800	117,600	10	2.0	450	9.18%
24 粕屋町	5,300	63,600	139,920	14	2.2	4,850	58,200	128,040	14	2.2	450	9.28%
25 那珂川町	5,550	66,600	133,200	12	2	5,450	65,400	130,800	12	2.0	100	1.83%
26 荏田町	5,600	67,200	114,240	9	1.7	5,200	62,400	106,080	9	1.7	400	7.69%
27 みやこ町	5,800	69,600	118,320	9	1.7	5,800	69,600	118,320	9	1.7	0	0.00%
28 広域A	8,048	96,574	241,435	25	2.5	7,369	88,426	194,530	16	2.2	679	9.21%
29 広域B	6,197	74,361	185,903	25	2.5	5,545	66,535	146,370	16	2.2	652	11.76%
30 広域C	5,258	63,096	157,740	25	2.5	4,800	57,601	126,720	16	2.2	458	9.54%
県平均	5,828	69,941	149,638	13.3	2.159	5,488	65,850	137,977	12.1	2.134	340	6.24%

グループ分類	7期(2018(H30)～2020年度)		6期(2015(H27)～2017(H29)年度)	
	市町村数	33市町村	市町村数	33市町村
広域Aグループ	8市町村	小竹町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福岡町、赤村、東峰村	8市町村	田川市、香春町、糸田町、川崎町、大任町、福岡町、赤村、東峰村
広域Bグループ	17市町村	柳川市、豊前市、うきは市、宮若市、田川市、香春町、須恵町、速賀町、芦屋町、水巻町、岡垣町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、吉富町、上毛町、築上町	17市町村	柳川市、豊前市、うきは市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、添田町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、吉富町、上毛町、築上町、筑前町、宇美町
広域Cグループ	8市町村	篠栗町、志免町、新宮町、久山町、大木町、広川町、筑前町、宇美町	8市町村	篠栗町、志免町、新宮町、久山町、大木町、広川町、須恵町、速賀町

2018年3月6日

飯塚市
市長 片峯 誠 様

株式会社療育振興プロジェクト
代表取締役社長 川越 浩



確約書

拝啓 早春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は弊社の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年1月18日付文書により、貴市有財産土地である療育関連通所施設敷（飯塚市口原1061番6、宅地834.11㎡。以下「本土地」といいます。）の無償貸借延長許可を賜りまして、誠にありがとうございました。

当該土地につきましては、市有財産使用貸借契約第5条の規定を順守し、2023年3月31日までに買い受けることを確約します。

なお、土地の買い受けについては、貴市と協議のうえ、不動産鑑定に基づく価格により行います。

敬具



市有財産使用貸借契約書

飯塚市（以下「甲」という。）と株式会社療育振興プロジェクト（以下「乙」という。）とは、市有財産の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

（使用貸借物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に無償で貸し付け、乙は、これを無償で借り受ける。

- (1) 所在及び地番 福岡県飯塚市口原 1061 番 6
- (2) 地 目 宅地
- (3) 地 積 834.11 m²

（用途の指定）

第2条 乙は、土地を療育関連通所施設の用途に供しなければならない。

（貸付期間）

第3条 土地の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、2018年（平成30年）4月1日から2023年3月31日までとする。

（土地の貸付け）

第4条 甲は、2018年（平成30年）4月1日に土地を現状のまま乙に貸し付けるものとする。

（貸付の条件）

第5条 乙は、2023年3月31日までに、土地を時価で購入しなければならない。

（土地の管理及び責任）

第6条 乙は、土地を、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付期間中その使用によって第三者に損害を及ぼす事態が発生した場合は、乙の責任においてその一切を解決しなければならない。

（転貸等の禁止）

第7条 乙は、甲の承認を受けずに土地を第三者に転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

（土地の現状変更）

第8条 乙は、土地の現状を変更しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

（費用の負担）

第9条 土地の維持管理のために必要な費用は、全て乙の負担とする。

（実地調査等）

第10条 甲は、この契約に定める乙の義務の履行状況について甲の職員をして実地に調査させ、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由なくその調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（契約の解除）

第11条 甲及び乙は、それぞれこの契約における相手方が、2018年（平成30年）4月1日に締結した療育関連通所施設に関する覚書及びこの契約の各項目に違反したときは、その違反

した相手方に対し書面によりその改善を求め、その通知の日から起算して7日以内に改善のない場合はこの契約を解除することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定による契約解除を受けた場合、それによって損害が生じても、相手方に対しその補償を請求することができないものとする。

（土地の返還）

第12条 乙は、前条第1項の規定により契約を解除されたときは、土地を甲の指定する期日までに原状に回復して返還しなければならない。ただし、土地が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、若しくは損傷しているとき、又は甲が土地を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還させることができる。

（有益費等の請求権の放棄）

第13条 乙は、貸付期間が満了したとき、土地に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができないものとする。

（損害賠償）

第14条 甲及び乙は、この契約に定める義務を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

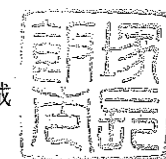
（協議）

第15条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

2018年（平成30年）4月1日

甲 飯塚市
代表者 飯塚市長 片 峯 誠



乙 飯塚市柏の森748番地3
株式会社療育振興プロジェクト
代表者 代表取締役 川 越 浩



療育関連通所施設に関する覚書

飯塚市(以下「甲」という。)、株式会社療育振興プロジェクト(以下「乙」という。)及び特定非営利活動法人ピース(以下「丙」という。)は、療育関連通所施設(以下「療育施設」という。)の土地に係る「市有財産使用貸借契約書」を甲と乙の間で締結するにあたり、次のとおり療育施設に関する覚書を締結する。

(療育施設に係る土地)

第1条 乙は、甲が所有する次に掲げる土地(以下「土地」という。)を2023年3月31日までに時価で購入しなければならない。

- (1) 所在及び地番 福岡県飯塚市口原1061番6
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 834.11㎡

(療育施設に係る建物の賃貸)

第2条 乙が所有する次に掲げる建物(以下「建物」という。)を丙に賃貸しなければならない。

- (1) 所在 福岡県飯塚市口原1061番地6
- (2) 家屋番号 1061番6
- (3) 種類 診療所
- (4) 構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建
- (5) 床面積 437.84㎡

2 乙は、丙に対して建物を2038年3月31日まで賃貸しなければならない。ただし、これを変更する事由が新たに生じた場合は甲、乙及び丙と協議の上変更する内容を決定する。

3 建物の賃貸料は月額20万円(消費税及び地方消費税を除く。)とする。ただし、新たに生じた事情等により、乙が、甲及び丙と協議し、これによらない旨の合意を得た場合は、この限りではない。

(療育施設の事業)

第3条 丙が療育施設で行う事業(以下「事業」という。)については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童デイサービス事業 障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう個々人の心身の特性やニーズに合わせた、作業療法士等による利用者への適切な支援等の実施
- (2) 重症心身障害児(者)通園事業B型 在宅の重症心身障害児について、日常生活動作や運動機能等に係る訓練及び療育の実施
- (3) 療育・生活支援センター事業(2市1町委託事業) 飯塚市、嘉麻市及び嘉穂郡桂川町からの委託による障がい児等の相談を主とした生活支援センター事業

(4) その他療育に関連する事業 (事業への協力)

第4条 丙が事業を実施するにあたり、その円滑な実施のために甲の協力等が必要な場合においては、甲は適切な対応に努めるものとする。

2 乙は、丙の事業活動に係る医療法人博愛会敷地内の通行に関する適切な措置を講じ、これを書面において、丙に示さなければならない。

3 甲は、乙が第2条第3項に定める賃貸料を設定するに当たり、当該賃貸料に関し、税務当局等から何らかの指摘を受けた場合には、必要な文書等を交付し、その経緯を説明すること等により、問題解決に努めるものとする。

(事業の変更等)

第5条 丙は、やむを得ない理由により事業の内容を大幅に変更する必要がある場合は、事前に甲及び乙に申し出なければならない。

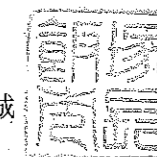
(補則)

第6条 この覚書に疑義が生じた場合又は定めのない事項等については、必要に応じて甲、乙及び丙との間で協議を行い、誠意をもって解決するものとする。

この覚書の証として、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2018(平成30年)年4月1日

甲 飯塚市
代表者 飯塚市長 片 峯 誠



乙 福岡県飯塚市柏の森748番地3
株式会社 療育振興プロジェクト
代表者 代表取締役 川 越 浩



丙 福岡県飯塚市津島565番地1
特定非営利活動法人 ピース
代表者 理事長 高 橋 智 宏



工事請負変更契約報告書

	工種	工事名	請負業者名	変更契約金額	変更増減額	原契約金額	落札率	変更契約工期	原契約工期
1	土木	飯塚市立幸袋中学校区 小中一貫校斜路整備工事	(株)あさひ産業	90,860,400	740,880	90,119,520	89.24%	変更なし	着手 平成 29 年 6 月 13 日
				うち消費税 6,730,400	うち消費税 54,880	うち消費税 6,675,520			しゅん工 平成 30 年 3 月 15 日
2	土木	飯塚市立幸袋中学校区小 中一貫校メイングラウン ド整備工事	三智産業(株)	95,689,080円	△2,414,880	98,103,960円	88.07%	変更なし	着手 平成 29 年 3 月 3 日
				うち消費税 7,088,080	うち消費税 △178,880	うち消費税 7,266,960			しゅん工 平成 30 年 3 月 16 日

※主な変更理由

- 擁壁工における補強土壁背面盛土材として使用する現場発生土の自然含水比試験を行った結果、含水比が高かったため生石灰改良を行う必要が生じたことによる増工、及び斜路路床材の配合試験結果による混合固化材量の見直しによる減工、その他数量精査による請負金額の変更。
- 交通誘導員について、他工区工事との調整に伴い配置計画変更を行ったことによる減工、及び仮設進入路撤去に伴う残土処理の増工、その他数量の精査による請負金額の変更。

福祉文教委員会資料
平成30年4月17日提出

第2次

飯塚市 教育施策の大綱

2018年(平成30年)3月策定

目次

1	大綱策定の趣旨	1
2	大綱の位置づけ	2
3	大綱の対象期間	3
4	「第1次飯塚市教育施策の大綱」策定以降の教育に関する国の方向性 ...	4
	4-1 第3期教育振興基本計画 文部科学省	
	4-2 新学習指導要領(2017年(平成29年)3月公示) 文部科学省	
5	「第1次飯塚市教育施策の大綱」主な成果と課題の整理	6
6	「第2次飯塚市教育施策の大綱」策定の考え方「基本理念」「基本目標」	8
7	基本施策	12
	7-1 かしこく やさしく たくましい 子どもの育成	12
	7-1-1 確かな学力の育成	
	7-1-2 小中一貫教育の推進	
	7-1-3 豊かな心の育成	
	7-1-4 健やかな体の育成	
	7-1-5 教員の資質能力の総合的な向上	
	7-1-6 幼児教育の充実	
	7-1-7 特別なニーズに対応した教育の推進	
	7-1-8 学びのセーフティネットの構築	
	7-1-9 青少年の健全育成	
	7-1-10 基本的施策を支える環境整備	
	7-2 いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり	14
	7-2-1 現代的・社会的な課題に対応した生涯学習等の推進	
	7-2-2 学社連携の推進	
	7-3 個性豊かな 新しい文化の創造	14
	7-3-1 文化の振興・文化財の保護	
	7-3-2 生涯スポーツの推進	
	7-4 次代の飯塚市を担う ひとづくり	15
	7-4-1 自分らしい生き方を求め実現していく教育の推進	
	7-4-2 グローバルに活躍する人材の育成	
	7-4-3 イノベーションを牽引する人材の育成	

1 大綱策定の趣旨

2014年(平成26年)6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、2015年度(平成27年度)から各地方公共団体の長には、その地域の実状に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標(めざす姿)や施策の根本となる方針を明らかにするための「教育に関する大綱」(以下、「大綱」という。)の策定が求められています。

本市では、2016年(平成28年)3月、市の最上位計画である「第1次飯塚市総合計画」(2007年度(平成19年度)～2016年度(平成28年度))に基づき、また、国の「第2期教育振興基本計画」(2013年度(平成25年度)～2017年度(平成29年度))を参酌しながら、2016年度(平成28年度)から2017年度(平成29年度)までの2年間を対象とした第1次の「飯塚市教育施策の大綱」を策定し、本市の目指すべき教育の将来像の実現に向け取り組んできたところです。

「第1次飯塚市総合計画」は、計画期間が2016年度(平成28年度)までとなっていることから、その後10年間のまちづくりの方向性を示す「第2次飯塚市総合計画」(2017年度(平成29年度)～2026年度(平成38年度))を策定しました。

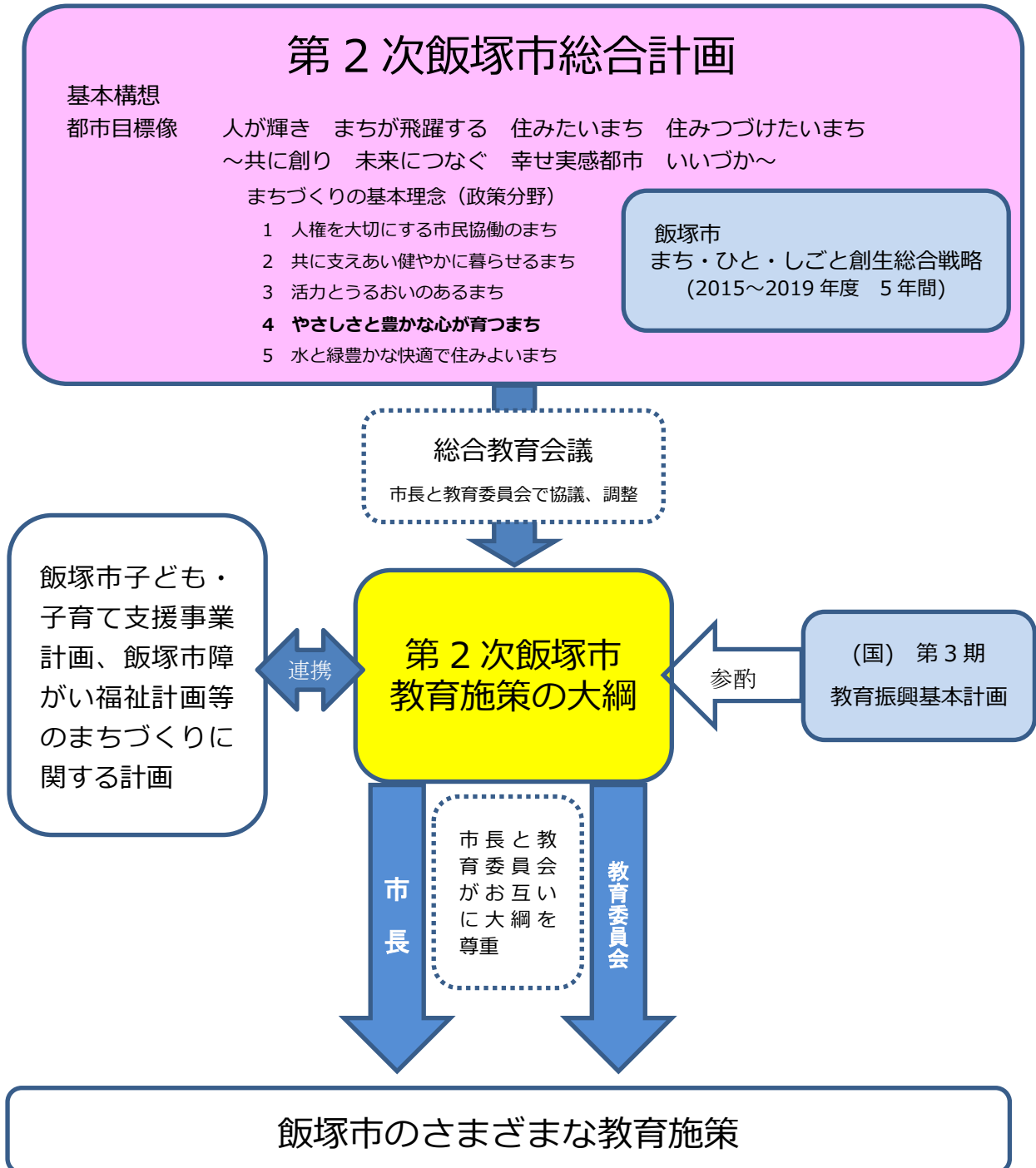
この総合計画では、子どもたちの豊かな感性や確かな学力の育成により生きる力を育むとともに、次代を担う人材の育成、また、あらゆる世代の人が様々な活動を通じて生きがいや交流の輪を広げ、やさしさと笑顔あふれるまちを目指すことを基本理念の一つとしています。

本市は、このまちづくりの基本理念のもと、市長と教育委員会との連携をより一層強化し、時代に対応した教育に関する施策を展開するために「第2次 飯塚市教育施策の大綱」を策定します。

2 大綱の位置づけ

この大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるものです。

大綱の策定に当たっては、最上位計画である「第2次飯塚市総合計画」に基づき、国の「第3期教育振興基本計画」を参酌しながら、本市における教育をより一層充実させるため、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において、協議し策定しています。



3 大綱の対象期間

本大綱が対象とする期間は、2018年度(平成30年度)を始期、2022年度(平成34年度)を終期とする5年間としますが、国、県等の教育施策の新たな展開や今後の社会情勢の動向等を踏まえ、必要に応じて見直していくこととします。

項目/年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
飯塚市 教育施策の大綱	第1次 2016～2017 (H28～H29)		第2次 2018～2022 (H30～H34)				
飯塚市総合計画	第1次 2007～ 2016 (H19～H28)	第2次 2017～2026 (H29～H38)					
(国) 教育振興基本計画	第2期 2013～2017 (H25～H29)		第3期 2018～2022 (H30～H34)				

4 「第1次飯塚市教育施策の大綱」策定以降の教育に関する国の方向性

本市の「第1次飯塚市教育施策の大綱」は、2016年度(平成28年度)、2017年度(29年度)の2カ年を対象期間として取り組んできましたが、その間にも国においては、教育に対する新たな方向性が示されてきました。ここでは、「第3期教育振興基本計画」及び「新学習指導要領」について、概要等を明記します。

4-1 第3期教育振興基本計画 文部科学省

教育振興基本計画は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2008年(平成20年)以降5年ごとに策定されています。

2018年度(平成30年度)を始期として5年間を計画期間とする「第3期教育振興基本計画」は、一人一人が豊かで安心して暮らせる社会の実現や、社会の持続的な成長・発展に向け、「第2期教育振興基本計画」の「自立」「協働」「創造」の理念を引き継ぎつつ、人生100年時代における生涯を通じた学びの機会の保障など、2030年以降の社会を見据え、教育政策の基本的な方針を示しています。

第3期教育振興基本計画 2018年度～2022年度 (概要)

- **2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項**
 1. これからの時代を生きる力、次代を切り拓く力の育成に向けた教育の質の抜本的向上
 2. 教育と社会との連携強化による個人と社会の不断の成長
 3. 真に国民に開かれた教育の実現
- **今後の教育政策に関する基本的な方針**
 1. **夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する**
 - ・課題を抱えた人を含む全ての人に対して、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、よりよい人生を送るとともに社会に主体的に関わるための基礎・基本を学校・地域が連携・協働して保障し、自信を持って自らの可能性に挑戦していくことができるようにする
 - ・初等中等教育段階における、2030年以降の社会の在り方を見据えた育成すべき資質・能力については、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という三つの柱で確実に育成するため、次期学習指導要領の周知・徹底及び着実な実施を進め、主体的・対話的で深い学びを推進することや、カリキュラム・マネジメントを確立することなどが重要である
 2. **社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する**
 - ・基礎・基本を前提に、優れた才能の伸長を含め、それぞれの得意分野での個性や能力を最大限に伸ばしていく
 3. **生涯学び、活躍できる環境を整える**
 - ・働きながら学び直すことや、障害者の自己実現を目指す生涯学習の推進、人生100年を見据えた「二つ目の人生を生きる力」の養成など、全ての人々が継続して学習できる環境を整える
 4. **誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する**
 - ・家庭の経済状況や地理的条件等にかかわらず、全ての人々が教育を受けられるようにする
 5. **教育政策推進のための基盤を整備する**
 - ・教育政策を推進するため、良好で質の高い教育基盤を整備する

2017年(平成29年)1月19日 中央教育審議会教育振興基本計画部会(第8期～)
『第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方(概要)』より引用

4-2 新学習指導要領（2017年(平成29年)3月公示）文部科学省

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めています。これを「学習指導要領」といいます。

「学習指導要領」は、大臣告示の形式で定められたのは昭和33年であり、それ以降、ほぼ10年毎に改訂されています。今回の「新学習指導要領」は、「幼稚園」が2018年度(平成30年度)から、「小学校」は2020年度(平成32年度)から、「中学校」は2021年度(平成33年度)から順次施行される予定です。

新たな学習指導要領では、新たな前文が設けられ、学習指導要領を定めるに当たっての考え方が明確に示されたことに加え、子どもたちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するために求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視しています。

中央教育審議会の答申では次のように表現されています。

…学校を変化する社会の中に位置づけ、学校教育の中核となる教育課程について、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようになるのかを明確にしながらか、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという「社会に開かれた教育課程」を目指すべき理念として位置付けることとしている。

(幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について/p1より引用)

新学習指導要領 2018年度～(幼稚園から順次実施)

1. 基本的な考え方

- 子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成し、社会と連携する「社会に開かれた教育課程」の実施。
- 知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

- 「何ができるようになるか」を明確化
知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理。
- 「これまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善」
 - ・義務標準法の改正による指導体制の充実や業務改善などを一層推進。
 - ・教材・指導案などを集約・共有化し、研修や授業準備に提供するなど支援の充実。

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探求のバランスを工夫することが重要。
- 学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

『幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント』より引用

5 「第1次飯塚市教育施策の大綱」主な成果と課題の整理

「第1次飯塚市教育施策の大綱」において、これまで推進してきた取組をふり返し、この「ふり返し」から見えた成果と課題を分析し、成果のあるものは継続した推進を図り、課題のあるものは見直しを行い、次期大綱に反映させることが重要です。

ここでは、第1次大綱の主な成果と課題について整理します。

【これまでの取組と成果】

「第1次飯塚市教育施策の大綱」においては、2016年度(平成28年度)からの2年間を通じて教育の目指すべき姿として、①未来を担う子どもたちの心身ともに調和のとれた育成を目指す『**かしこく やさしく たくましい 子どもの育成**』（基本目標1）、②学び、活躍できる社会を目指す『**いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり**』（基本目標2）、③多様な文化事業の企画・実施、そして文化的遺産の保存・活用に努める『**個性豊かな 新しい文化の創造**』（基本目標3）、④今後の社会を見据え、地域特性を活かした多様な地域間交流、魅力的な国際交流などの機会の拡大に努め、国際社会に適応できる人材の育成に努める『**次代の飯塚市を担う ひとづくり**』（基本目標4）という4点の基本目標を掲げています。

また、これらの基本目標を踏まえ、「主に子どもに対する取組」「生涯の各段階、各分野を通じて推進する取組」「未来への飛躍を実現する人材育成の取組」の各施策を展開してきました。

こうした取組により以下のとおり、学校教育・社会教育の各分野において、取組に対する成果が表れています。

◆【主な成果】

- 小中一貫教育の推進**
 - ・小中一貫教育の推進が図られている
- 確かな学力**
 - ・学力は小学校、中学校ともに向上している
- 豊かな心の育成**
 - ・創意工夫を凝らした特色ある教育活動が児童生徒の豊かな心の育成につながっている
- 健やかな体の育成**
 - ・体力向上は成果が現れている
 - ・学校給食の残滓発生率は減少傾向を維持している
- 特別なニーズに対応した教育の推進**
 - ・就学指導相談日数の回数増で多くの子どもの支援が図られている
- 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進**
 - ・e-マナビ事業による学習機会の増加が図られている
- 文化の振興・文化財の保護**
 - ・文化芸術活動の機会の確保、文化情報発信により地域文化の振興が図られている
- 未来への飛躍を実現する人材育成の取組**
 - ・中学校国際教育におけるALT活用により、生徒の英語に対する興味・関心やコミュニケーション能力が向上している

【「ふり返り」から見えた課題】

学校教育においては、児童生徒の学力向上に「徹底反復学習」をはじめとする各種取組の成果が出ているものと思われます。しかし、「知識」の習得に関しては概ね良好であるものの、「活用」に課題があることが見て取れ、思考力・判断力・表現力等を育成していくために、授業改善の方向性を明確にもち、その質を高めていく必要があります。

また、子どもが更に主体的に学んでいく態度の育成を推進していくことが重要です。

生涯学習（社会教育）においては、子どもの安全・安心な放課後等の居場所づくりにおいて、参加児童の増加や多様化に対応するため、地域や関係機関との連携による事業の展開が求められます。

また、様々な講座等が開設され、学習の機会は増加していますが、受講者（利用者）の固定化、高齢化が進行しており、更にイベント等の参加者減少も課題です。

今後は、アクティブシニアに活躍の場を提供し、地域で子どもを支える仕組み作りなど学習成果を地域に還元する取組の工夫や、更なる地域・行政・学校等の協力・連携に努め、市民ニーズに合った事業展開が求められます。

◆【主な課題】

- **確かな学力**
 - ・ 思考力、判断力、表現力を育む取組の充実を図る
 - ・ ICTの活用による効果的な学習の更なる充実を図る
- **豊かな心の育成**
 - ・ 道徳教育の取組の充実を図る
- **幼児教育の充実**
 - ・ 幼児教育の振興や学習機会の充実を図る
- **子育て支援の推進**
 - ・ 放課後子ども教室と児童クラブの更なる連携を図る
- **青少年の健全育成**
 - ・ 主張大会等イベントへの来場者数が減少している
- **基本的施策を支える環境整備**
 - ・ 防災教育の充実を図る
 - ・ 学社連携の推進を図る
 - ・ 既存施設の有効活用を図る
- **現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進**
 - ・ 図書館の情報提供能力の向上を図る
 - ・ 熟年者マナビ塾事業参加者の固定化、塾生の高齢化、新規参加者の減少
 - ・ 公民館まつりが地区のまちづくりに活かされる仕組みづくりが必要
 - ・ ボランティアネットワークの派遣機会拡充及び新規登録者の確保
 - ・ 他のボランティア団体との連携
- **文化の振興・文化財の保護**
 - ・ 文化振興マスタープランにもとづいた各種文化振興事業の推進を図る
 - ・ 文化財に対する理解を深める施策の推進
- **生涯スポーツの推進**
 - ・ 健幸ウォーキング大会の参加者増を図る

6 第2次飯塚市教育施策の大綱 策定の考え方「基本理念」「基本目標」

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない（教育基本法第1条より引用）と掲げられています。

「第2次飯塚市教育施策の大綱」の策定に当たり、上記の目的のもとに、「第2次飯塚市総合計画」の方向性に沿って、本市の教育の「基本理念」「基本目標」を次のとおり定めます。

「第2次飯塚市教育施策の大綱」の基本理念と基本目標

基本理念

本物志向・未来志向のひとづくりのために

基本目標

- ・ かしこく やさしく たくましい 子どもの育成
- ・ いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり
- ・ 個性豊かな 新しい文化の創造
- ・ 次代の飯塚市を担う ひとづくり

【飯塚市の教育の基本理念】

「本物志向・未来志向のひとづくりのために」

本市では、「飯塚市がめざす教育 No.5(2015年(平成27年)4月発行)」から、「本物志向、未来志向」を、教育活動のキーワードとして、「本物」との出会いや体験を通して、自己や社会の「未来」を自らの力で前向きに創造していく子どもたちの育成を目指した取組を推進しています。

また、現在、ICT化やグローバル化の進展等による社会の変化を見据え、本市では、「未来」に生きる子どもたちに必要なICTの活用、オンライン英会話、プログラミング教育など様々な教育施策を実施しています。

これら上記の取組は、子どもたちが「豊かな心・健やかな体・確かな学力」(生きる力)を培い、夢や希望をもって将来への展望を切り拓くキャリア形成に繋がるとともに、多様な人々との協働の中で新たな価値を創造できる、次代の飯塚市を担う人材の育成に繋がると考えます。これらのことから、本市の教育の基本理念を『本物志向・未来志向のひとづくりのために』とします。

【基本目標1の考え方】

- 学校教育においては、学力向上など一定の成果が得られており、継続的な推進と、今後は、新学習指導要領に沿った新たな取組の充実が求められます。

また、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する取組の推進を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力の育成が求められます。

このことから、「第2次飯塚市総合計画」の方向性と「第3期教育振興基本計画」の基本的方針を踏まえ、引き続き「第1次飯塚市教育施策の大綱」と同じ「基本目標1」のもと施策を展開します。

【基本目標1】:「かしこく やさしく たくましい 子どもの育成」

未来の飯塚市を担う子どもたちの、知・徳・体 にわたる「生きる力」(確かな学力、豊かな心、健やかな体)の確実な育成を基盤に、21世紀を生き抜く力(思考力、基礎力、実践力)の育成を目指します。

【基本目標2の考え方】

- 生涯学習（社会教育）においては、学習成果を還元する機会の提供など、一定の成果が得られており、今後は、ボランティアネットワーク事業の派遣機会の拡充や更なる活躍の場の充実が求められます。

また、地域及び他団体との連携や、市民参画の手法の導入などが求められます。

このことから、「第2次飯塚市総合計画」の方向性と「第3期教育振興基本計画」の基本的方針を踏まえ、引き続き「第1次飯塚市教育施策の大綱」と同じ「基本目標2」のもと施策を展開します。

〔基本目標2〕：「いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり」

すべての人の人権が大切にされ、生きがいを感じるような学習施設の連携による生涯学習機会の創出や、それぞれの体力や年齢に応じて、気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりに努め、豊かで活力のある地域社会を目指します。

【基本目標3の考え方】

- 文化芸術活動においては、活動機会の確保や情報発信により、地域文化の振興が図られていることが成果として挙げられている一方、2017年(平成29年)3月に策定した「飯塚市文化振興マスタープラン」(第2次)に基づく各種文化振興事業の確実な推進及び文化財に対する理解を深める施策の推進が課題として挙げられています。

今後は、専門的な知識を有する関係団体と連携し、市民ニーズに合わせて更に充実した事業展開が求められます。

このことから、「第2次飯塚市総合計画」と「飯塚市文化振興マスタープラン」の方向性を踏まえ、引き続き「第1次飯塚市教育施策の大綱」と同じ「基本目標3」のもと施策を展開します。

〔基本目標3〕：「個性豊かな 新しい文化の創造」

本市の歴史、風土、自然、これまで育んできた文化や貴重な歴史的・文化的遺産を基盤とし、これらを次の世代へ大切に保存伝承するとともに、魅力あふれる文化の振興を図り、市民の主体的な文化・芸術活動を通じて「個性豊かな新しい文化の創造」を目指します。

【基本目標 4 の考え方】

- 前述したこれらの目標を実現することによって、最終的にはこれからの変化の大きい時代において、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養い、多様な人々と協働しながら、グローバルな視点をもって活躍できる社会の担い手を育成することを目指します。

このことから、引き続き「第1次飯塚市教育施策の大綱」と同じ「基本目標4」のもと施策を展開します。

〔基本目標4〕：「次代の飯塚市を担う ひとづくり」

社会を生き抜く力を備え、社会の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、グローバル社会にあって先導的に活躍できる人材の育成を目指します。

7 基本施策

「教育の基本目標」の達成に向け、次のような基本施策に取り組みます。

7-1 かしこく やさしく たくましい 子どもの育成

7-1-1 確かな学力の育成

① 学力の向上

学力向上のため、確かな学力の基盤となる、基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成に努めます。

② ICTの活用による効果的な学習の推進

ICTの活用による効果的な学習を充実させ、児童生徒の能力の向上を図るとともに、社会生活の中で求められる力を育みます。また、ICTを活用した新たな学びの研究・実践を推進します。

7-1-2 小中一貫教育の推進

① 小中一貫教育の推進

中学校区を単位として義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進するため、一貫性と連続性のある学習指導や生徒指導を行うとともに、地域と連携しながら特色ある教育活動を展開します。

7-1-3 豊かな心の育成

① 豊かな人間性の育成

教育活動全体を通して、道徳性を養う心の教育の充実を図ります。

② 人権教育の推進

児童生徒の発達段階に即し、学校の教育活動全体を通して同和問題をはじめとする様々な人権教育を充実させ、人権に関する知識や態度、実践力を身につける教育を推進します。

③ 生徒指導の充実

生徒指導の充実を図るため、いじめ・不登校や問題行動等の未然防止と早期対応に努めるとともに、児童生徒の社会性や対人関係能力の育成を図るため、関係機関及び地域との連携を強化します。

④ 道徳教育の推進

答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの児童・生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う、「考え議論する道徳教育」を推進します。

7-1-4 健やかな体の育成

① 体力の向上

外遊びや学校における体育学習の充実及び運動部活動の活性化を通して、子どもの運動・スポーツの習慣化を図り、体力向上のための教育活動を推進します。

② 学校給食の充実

学校給食における衛生管理の徹底や地産地消の推進等により、栄養バランスがとれた安全・安心な給食の提供に努めるとともに、献立内容の工夫・改善や給食指導の充実等により学校給食を通じた食育を推進します。

7-1-5 教員の資質能力の総合的な向上

① 教員の資質能力の向上

幼児・児童・生徒の教育において直接の担い手である教員の効果的な研修及び支援体制の充実を図り、教員の資質能力の向上に努めます。

② 教職員指導体制の充実

複雑化・多様化する個々の課題に対応しつつ、社会に開かれた教育課程の実現等による質の高い教育の提供に向け、教職員指導体制の効果的な強化・充実を図ります。

7-1-6 幼児教育の充実

① 就学前教育の充実

家庭・地域社会と連携し、幼児教育の振興や子育てに関する学習機会の充実を図ります。

7-1-7 特別なニーズに対応した教育の推進

① 特別支援教育の充実

特別な支援を要する児童・生徒に対して、一人ひとりの障がいの状態、発達段階に応じたきめ細やかな指導や支援を行います。

② 外国人児童生徒等への支援

日本語能力が十分でない子どもたちが日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるよう外国人児童生徒への教育支援の充実を図ります。

7-1-8 学びのセーフティネットの構築

① 教育機会の保障

経済的な理由によって学びや進学の手がかりが妨げられることのないよう、就学援助制度や返還免除型奨学金制度等の負担軽減策を実施することなどにより、子どもの学びを保障します。

7-1-9 青少年の健全育成

① 青少年交流事業・体験活動の充実

変化の激しい社会において、青少年が主体性をもって「社会を生き抜く力」を養っていきけるよう、多くの人々との関わりの中で充実感や達成感を味わえるような青少年の交流事業・体験活動の推進と充実及び居場所づくりに努めます。

② 青少年健全育成体制の強化

青少年関係団体と学校、家庭、地域が一体となった育成体制の強化を図るため、指導者の育成とともに、活動の主体となる青少年団体の育成に努めます。

7-1-10 基本的施策を支える環境整備

① 学校危機管理の徹底

児童生徒への安全教育の充実と教職員の危機管理対応能力の向上を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を密にした安全確保対策を推進します。

② 学校施設の環境整備

将来的な人口減少による教育施設の需要や財政状況の変化等を踏まえ、今後老朽化が進む学校施設の大規模改造や改築については、ファシリティマネジメント(※注1)の視点を持ち、安心して学べる教育環境の計画的整備とともに、効果的・効率的な運用に努めます。

7-2 いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり

7-2-1 現代的・社会的な課題に対応した生涯学習等の推進

- ① **様々な学びの機会や情報提供の充実**
社会教育施設をはじめ交流センターなどのあらゆる場所において、ライフステージに応じた学びの機会や情報の提供等により、学習意欲を喚起するとともに、地域と協働し、様々な事業の推進と充実を図ります。
- ② **自主的な学習活動の支援**
学習者が自主的に学習できる機会を提供するとともに、学習効果や学習者同士の繋がりを地域に活かせるよう支援します。
- ③ **学習成果を還元する活動等の支援**
学習成果を表現する機会を増やすことで学習意欲を高め、相互の連携・連鎖による地域の「連帯感」が強固となるよう支援します。
- ④ **社会教育施設の整備・運営**
社会教育施設・設備の整備を図り、事業内容の工夫や改善等を行うことで、社会教育行政の発展と促進に努めます。
- ⑤ **読書活動の推進**
本との出会い、読書の楽しさを伝えるため、図書館ボランティアと連携・協力して読書活動を推進します。

7-2-2 学社連携の推進

- ① **家庭・地域との連携による、地域とともにある学校づくりの推進**
学校開放日を通じた特色ある学校づくりに努めます。また、学校・家庭・地域・行政が一体となったコミュニティ・スクールを推進します。
- ② **地域の人材及び大学・団体等との連携の促進**
授業や研修、補充学習における地域の人材及び大学・団体等の活用を推進します。
- ③ **教育施設の有効活用による学びの場の創造**
教育施設においては、ファシリティマネジメント(※注1)の視点をもってあらゆる世代における学びの場としての活用を図りながら、身近な地域の知の拠点施設としての機能を果たしていきます。

7-3 個性豊かな 新しい文化の創造

7-3-1 文化の振興・文化財の保護

- ① **文化の振興**
飯塚市文化振興マスタープランの基本理念である「個性豊かな新しい文化の創造」の実現に向けて、文化芸術活動の充実を図ります。
- ② **文化財保護の普及啓発**
歴史と伝統に培われた貴重な文化資源を永く後世に伝えるため、文化財保護活動の充実や情報提供等、文化財に対する理解を深める施策を推進します。
- ③ **文化財の保存・継承・活用**
文化財の保存・整備・活用を図るとともに、地域の文化や特色を伝承する民俗芸能の保存・継承・活用に努めます。

7-3-2 生涯スポーツの推進

- ① **スポーツに親しめる機会の充実**
子どもから高齢者までが心身ともに健康で明るく生活できるよう、スポーツ活動を推進する体制の強化を図るとともに、多様なスポーツが楽しめる環境づくりを推進します。
- ② **スポーツ施設の充実**
スポーツに対する市民のニーズに的確に対応できるよう、施設の再配備とともに、既存施設の有効活用を推進します。

7-4 次代の飯塚市を担う ひとづくり

7-4-1 自分らしい生き方を求め実現していく教育の推進

① キャリア教育の推進

子どもたちが将来を豊かに生きていけるよう一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てるキャリア教育を推進します。

7-4-2 グローバルに活躍する人材の育成

① 国際理解の推進

国際交流事業の開催や国際理解講座等により、文化の多様性について一人ひとりが互いに理解を深め、多文化共生社会に対応した国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

② 国際交流事業の推進

姉妹都市サニーバール市(米国)との交流事業をはじめとした国際交流事業を推進し、国際的に活躍できるグローバル人材の育成を図ります。

③ 英語をはじめとした外国語教育の推進

外国語でコミュニケーションを図る素質・能力を育成するため、英語力などの実践的な学習の充実を推進します。

7-4-3 イノベーションを牽引する人材の育成

① 優れた才能・個性を伸ばす教育の推進

創造性を育む教育を通じて、優れた素質を持つ児童生徒の才能を伸ばす取組を推進するため、学校における主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を促進します。

② 情報を読み解く力・活用する力の育成

初等中等教育におけるプログラミング的思考を含む情報活用能力の育成に向け、大学・企業と連携した体験的活動等の実施や指導体制の充実を図り、学校におけるプログラミング教育の充実を推進します。

※注1 ファシリティマネジメントとは

施設・設備等の財産を経営資産と捉え、経営的視点に基づき、総合的かつ長期に及ぶ観点から、最適な状態（最小のコストで最大の効用を得る状態）で、管理、活用するための総合的な管理手法のこと



飯塚市 教育施策の大綱

2018年(平成30年)3月

編集・発行

飯塚市 行政経営部 総合政策課

飯塚市教育委員会 教育部 教育総務課

平成29年度 中学生海外研修事業 研修地および訪問先内容

研修日(曜日)	発着/滞在地	現地時刻等	研修内容・訪問先
1 日 目	3月24日 (土)	飯塚	10:35 穂波公民館にて出発式、福岡空港に移動
		福岡空港	14:00 福岡空港から成田空港に移動
		成田空港	17:40 成田空港からサンノゼ空港へ移動
		----- 《国際日付変更線通過》 -----	
	サンノゼ	10:45	サンノゼ空港到着
	スタンフォード	13:00	スタンフォード大学見学 (構内ツアー、バイオエンジニアリング研究所見学)
	サニーバール	16:00	サニーバール歴史資料館見学
	サニーバール	17:00	ウェルカムセレモニー・ホストファミリーとの対面 【ホームステイ】
2 日 目	3月25日 (日)	サニーバール	終日 各家庭にホームステイ (終日、ホストファミリーと過ごす) 【ホームステイ】
3 日 目	3月26日 (月)	サニーバール	終日 1・2年生はサニーバールミドルスクールまたはコロンビアミドルスクールへ、 3年生はフリーモントハイスクールへ登校 【ホームステイ】
4 日 目	3月27日 (火)	サニーバール	終日 1・2年生はサニーバールミドルスクールまたはコロンビアミドルスクールへ、 3年生はフリーモントハイスクールへ登校 【ホームステイ】
5 日 目	3月28日 (水)	サニーバール	終日 1・2年生はサニーバールミドルスクールまたはコロンビアミドルスクールへ、 3年生はフリーモントハイスクールへ登校 【ホームステイ】
6 日 目	3月29日 (木)	サニーバール	終日 18:00 1・2年生はサニーバールミドルスクールまたはコロンビアミドルスクールへ、 3年生はフリーモントハイスクールへ登校 ホームステッドハイスクールにてお別れパーティー 【ホームステイ】
7 日 目	3月30日 (金)	サニーバール	8:30 コミュニティセンターにてホストファミリーとお別れ 【シリコンバレー企業見学】
		サンタクララ	9:00 YaskawaUSA研究所見学(デモンストレーション)
		マウンテンビュー	10:30 グーグル見学(構内ツアー・ビジターセンター) 【サンフランシスコ観光】
		サンフランシスコ	14:00 フィッシャーマンズワーフ訪問 15:30 ゴールデンゲートブリッジ訪問 【サンフランシスコ ホテル泊】
8 日 目	3月31日 (土)	サンフランシスコ	9:00 ホテルを出発し、サンフランシスコ国際空港に移動 13:00 サンフランシスコ国際空港から成田空港へ移動 【機中泊】
----- 《国際日付変更線通過》 -----			
9 日 目	4月1日 (日)	成田空港	15:10 成田空港到着
			17:55 成田空港から福岡空港へ移動
		福岡空港	20:55 福岡空港から飯塚市へ移動
		飯塚	21:35 穂波交流センターにて解団式、終了後解散

平成29年度飯塚市中学生海外研修事業 現地研修の様子

スタンフォード大学



サニーベール歴史資料館



ウェルカムセレモニー



サニーベールミドルスクール



コロンビアミドルスクール



フリーモントハイスクール



フェアウェルパーティ



ホストファミリーとお別れ



YaskawaUSA



Google本社



フィッシャーマンズワーフ



ゴールデンゲートブリッジ

